

【募集要領】

令和2年度 持続化支援事業（クラウドファンディング活用支援事業）

～ クラウドファンディングを活用して事業の継続を図る事業者支援 ～

【事業目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、甚大な影響を受けている区内中小企業者が、クラウドファンディングを通じて、事業の継続・拡大を図ることに要した経費を助成することにより、区内企業の持続化を支援することを目的とする。

- ◆申請受付 令和2年6月11日（木）～ 随時
※予算に達し次第締め切ります
- ◆助成限度額 1社（1グループ）あたり20万円
- ◆助成率 助成対象経費の全額
（千円未満切り捨て、消費税等を除く）
- ◆助成対象経費 クラウドファンディング利用手数料
- ◆申請方法 郵送（持参、メール等による提出は受付いたしません）

詳細は、次ページ以降をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人板橋区産業振興公社

事業第2グループ TEL 03-3579-2191

Eメール jshien@itabashi-kohsha.com

受付時間 9:00 ～ 17:00



ITABASHI Quality
～世界に誇るメイド・イン・イタバシ～

1. 助成内容

(1) 助成対象者

区内に本社又は事業所を有する業歴1年以上の中小企業者等（個人事業者も含む）

※区内に本社または事業所がある企業が2社以上集まった団体も対象となります。

(2) 助成限度額

1社（1団体）あたり20万円

(3) 助成率

助成対象経費の全額（千円未満切り捨て）

(4) 助成対象経費

クラウドファンディング運営業者に支払う手数料（消費税等は除く）

(5) 助成対象事業

次のア～ウにすべて該当すること

ア 購入型のクラウドファンディングであること

イ 新型コロナウイルス感染拡大に起因する事業継続・販路拡大に関する企画内容であること

ウ 支援募集期間が令和2年12月31日までに終了すること

2. 申請要件

申請にあたっては、以下の(1)～(5)の要件を満たす必要があります。

(1) 区内に本社または事業所がある中小企業者等で、業歴が1年以上であること

(2) 法人においては、発行から3か月以内の履歴事項全部証明書の写しにより、区内所在等が確認できること

(3) 1期以上の決算を経ており、税務署に確定申告済みで受付印のある直近1期分の確定申告書の写しが提出できること

(4) 事業に必要な許認可を取得しており、各許可書等の写しが提出できること

(5) 次のア～カにすべて該当すること

ア 助成対象として申請した経費に関して、他の公社、国、自治体等から補助金等の支援を受けていないこと

イ 今年度本事業に申請していないこと（1事業者につき、年度内1回の申請に限る）

ウ 事業税等の滞納がないこと（分納期間中も申請できません）

エ 「東京都板橋区暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと

オ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと

カ 申請に必要な書類を全て提出できること

3. 申請の流れ

STEP1 公社ホームページより「応募票・専門家派遣無料訪問相談申込書(クラウドファンディング活用支援)」をダウンロード・提出（郵送またはメール）



STEP2 専門家による企画内容の確認（訪問調査）

▼ 原則として公社職員も立ち合わせていただきます。

▼ 専門家の調査結果を公社で審査後、応募票に記入いただいたメールアドレスに申請書等一式をお送りします。



STEP3 申請書等の作成及び必要書類の提出（郵送 ※メール不可）

【必要書類】

法人の場合	個人事業者の場合
①クラウドファンディング活用支援事業助成金交付申請書	①クラウドファンディング活用支援事業助成金交付申請書
②交付申請確認書	②交付申請確認書
③参加区内事業者一覧表 （※複数で申請の場合のみ提出）	③参加区内事業者一覧表 （※複数で申請の場合のみ提出）
④履歴事項全部証明書（発行後3か月以内、写し可）	
⑤直近1期分の確定申告書の写し （別表1、損益計算書、貸借対照表）	④直近の所得税および復興特別所得税の確定申告書の写し （第1表、収支内訳書又は青色申告書）
⑥法人事業税・法人住民税の納税証明書又は領収書（写し可）	⑤-1 住民税納税証明書又は非課税証明書 ⑤-2 個人事業税の納税証明書（非課税の場合は不要） （いずれも写し可）
⑦事業に係る営業等の許可書の写し	⑥事業に係る営業等の許可書の写し



▼ 申請書が届いた段階で、公社から申請書にご記入いただいたメールアドレス宛に確認メールをお送りします。迷惑メール対策やドメイン指定受信等を設定している方は、確認メールが受信されませんよう、【jshien@itabashi-kohsha.com】の登録をお願い致します。（この段階では、まだ交付決定はしていません。）



▼ 公社で内容を審査後、交付決定通知書を郵送いたします。



STEP4 クラウドファンディングの実施～終了



STEP5 実績報告書の作成及び提出（郵送 ※メール不可）

①クラウドファンディング活用支援事業助成金実績報告書

②実施したプロジェクトの内容が確認できるもの（HPの写し等）

③上記①に記載の助成対象経費（手数料）の根拠書類（領収書等）の写し等

▼ 公社で内容を審査後、助成金額の確定通知書を郵送いたします。



STEP6請求書の作成及び提出（郵送 ※メール不可）



助成金の受領（公社が請求書を受領してから1週間程度で指定の口座に振込）

4. 留意事項

- (1) 租税公課（印紙代、消費税等）は助成対象外となります。
- (2) 利用するクラウドファンディング業者は一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員であること。
- (3) クラウドファンディングの方式は、購入型のAll inまたはAll or Nothingで実施することとし、All or Nothingの場合は目標額に達成すること。
- (4) 企画の目的及び返礼は、公序良俗に反するもの、宗教・政治活動に関するもの、法令・条例に違反するもの、反社会的なもの等でないこと。
- (5) 助成対象経費であっても、領収書等の確認書類が不備の場合は助成対象外となります。
- (6) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる事業内容である場合は、助成対象外となります。
- (7) 申請書等の係る経費（証明書発行手数料や郵送料等）は、申請事業者の負担となります。
- (8) 提出された申請書類等は、返却しません。
- (9) 公社は、クラウドファンディングによる資金調達及び提供、各プロジェクトについての責は負いません。

5. 申請書類の提出先

下記の申請書類等送付先にお送りください。

申請書を受領した場合、1週間以内に申請書に記載いただいたメールアドレス宛に申請書受領メールをお送りします。

【申請書等送付先】

〒173-0004

東京都板橋区板橋 2-65-6 情報処理センター5階

公益財団法人 板橋区産業振興公社

事業第2グループ 持続化支援事業（クラウドファンディング）担当

6. お問い合わせ先

公益財団法人 板橋区産業振興公社 事業第2グループ Tel03-3579-2191